保護者 様

姫路市教育委員会

「端末利用のルール」(令和3年6月改定)確認のお願い(全学年)、及び 令和3年度夏季休業期間の端末持ち帰りに関する確認書提出(小5年~中3年)について

平素は本市学校教育にご理解ご協力を賜りありがとうございます。

現在、昨年度末に整備完了した学習者用端末の本格運用が各校で始まっています。これを機に、昨年度作成した「パソコン利用のルール」を改定しましたので、お知らせいたします。 お子様と一緒に新しくなったルール「端末利用のルール」をご確認ください。

また、今年の夏季休業期間中は、姫路市の施策として小学5年生から中学3年生までを対象に端末を使用した家庭学習に取り組みます。対象学年の保護者の皆様には、別紙1『令和3年度夏季休業期間における「端末利用のルール」及び端末持ち帰りについての確認』にご署名の上、各校にご提出いただきますようお願いします。

記

1 配布資料

- (1) 「端末利用のルール」(令和3年6月改定)
- (2) 夏季休業期間中における学習者用端末の持ち帰りの実施について
- (3) 令和3年度夏季休業期間における「端末利用のルール」及び学習者用端末持ち帰りについての確認【別紙1】
 - ※(2)(3)は、小学5年生以上のご家庭にのみ配布します。
 - ※(3)は、内容をご確認の上、7月15日(木)までに各学校(担任)へ提出ください。

2 その他

- (1) 各学校が提示する端末を活用した学習課題は、家庭等に通信環境が整っていなくても (オフラインでも) 取り組める内容を計画しています。
- (2) すべての学習課題がデジタル化するわけではありません。